

自転車の幼児用座席に 乗せられる者の年齢制限が拡大

令和2年12月8日から、自転車の幼児用座席に「6歳」を迎えた子供を乗せることができます

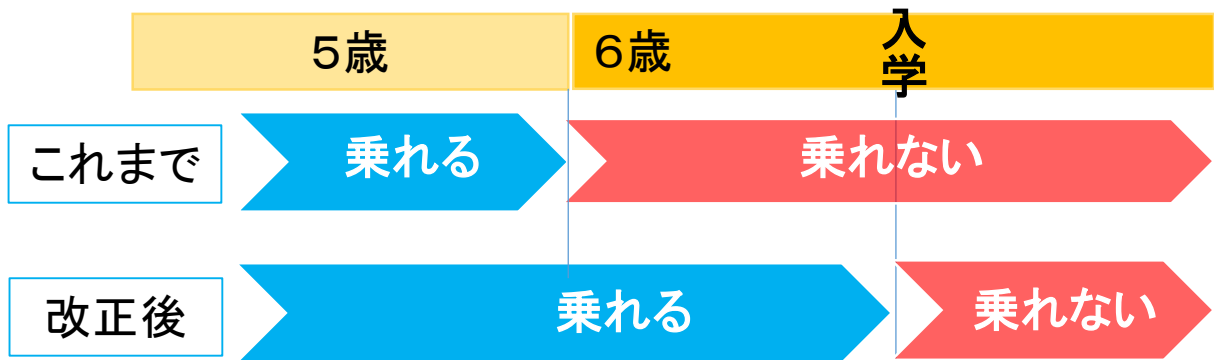
自転車の幼児用座席に乗車できる者の年齢制限

これまで
6歳未満

改正後

小学校始期に達するまで

※ 6歳に達する日(誕生日の前日)
の属する年度の3月31日まで



自転車に子供を乗せる場合の規定

- 16歳以上の運転者が、幼児用座席に小学校就学の始期に達するまでの者1人を乗車させる場合
- 16歳以上の運転者が、幼児2人同乗用自転車の幼児用座席に小学校就学の始期に達するまでの者2人を乗車させる場合
- 16歳以上の運転者が、4歳未満の者1人を帯等で確実に背負っている場合(2の場合を除く。)



和歌山県警察